

原 発 本 第 254 号
平成 29 年 12 月 20 日

原子力規制委員会
原子力規制庁 殿

九州電力株式会社
代表取締役社長
瓜 生 道 明

玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請に係る重複する案件について

当社は、平成 22 年 2 月 8 日に玄海原子力発電所の原子炉設置変更許可を申請しておりますが（以下「既申請」という。）、この度、特定重大事故等対処施設の設置に係る発電用原子炉設置変更許可を申請することと致しました（以下「後申請」という。）。

従いまして、既申請と後申請とが重複することになりますが、当社としましては、既申請は新規制基準を踏まえた補正を準備中であり、後申請案件を既申請案件より優先して審査して頂きますようお願い致します。

また、既申請案件につきましては、相互の申請内容に安全上の関連はないと考えておりますので、新規制基準を踏まえた補正を実施した後は、審査を受ける優先度を付けず審査して頂きますようお願い致します。

なお、いずれかの申請の許可後、もう一方の申請に対する補正を実施する予定です。

【既申請案件】

1. 申 請 書 名：玄海原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書
(1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更)
2. 申 請 日：平成 22 年 2 月 8 日 (原発本第 326 号)
(平成 22 年 11 月 24 日付け原発本第 184 号で一部補正)
3. 変更の理由：
 - (1) 3号炉の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力を変更する。
 - (2) 3号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び使用済燃料貯蔵設備を1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉共用とする。
 - (3) 4号炉の使用済燃料貯蔵設備(一部1号、2号及び4号炉共用、既設)を1号炉、2号炉及び4号炉共用とする。
 - (4) 蒸気発生器保管庫(1号及び2号炉共用、既設)を1号炉、2号炉及び3号炉共用とし、3号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等を貯蔵保管する。

【後申請案件】

1. 申請書名：玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：平成29年12月20日(原発本第253号)
3. 変更の理由：3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設を設置する。

以 上